# たにやまの里 介護老人福祉施設 重要事項説明書

#### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努

#### 2. 事業者の内容

(1) 介護老人福祉施設の指定番号及びサービス提供地域等 特別養護老人ホームたにやまの里 施設名 指定番号 所在地 鹿児島市谷山中央4丁目4817-3

管理者の氏名

099-297-5006

099-267-1900 FAX

#### (2) 施設の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員			
管理者	業務の一元的な管理	1名(常勤)			
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上(非常勤・嘱託)			
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上(常勤)			
介護支援専門員	施設サービス計画の作成	1名以上(常勤)			
介護職員	介護業務	30名以上(常勤換算)			
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	2名以上(常勤換算)			
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指 導	1名以上			
栄 養 士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導 等	1名以上			

#### (3) 職種の勤務体制

1) 早出 7:00~16:00

2) 日勤 8:30~17:30 • 9:00~18:00

3) 遅出 10:00~19:30 4) 夜勤入り 17:00~ 5) 夜勤明け 9:00

定員 40名 (4) 設備の概要 40室(全個室)

入居者の居室は、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます

2) 共同生活室口 4室

入居者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸 や食器類などの備品類を備えます

3) 浴室 5室

浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けま

4) 医務室

入居者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入居者を診察するために必 要な医薬品及び医療器具を備えます

5) 洗面所及び便所

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます

#### 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

- 1) 食事 朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~18:30
- 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付添 い、相談等の精神的ケア、日常生活上の世話
- 3) 入浴 体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、 入浴の機会を提供する
- ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えるこ とができることとする 4) 機能訓練 レクリエーション・リハビリテーション等を通し入居者の状況に応じて機能訓練を実

# 4. 利用料金

指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときの本人 負担は、介護保険負担割合証に定める割合の額とします。

### □ 介護報酬告示額(1割負担の場合)

外泊時在宅サービス利用費用

施します

※2割・3割負担の場合はこの2倍・3倍の額となります。

(1) 基本料金(1日当たり)

ユニット型介護福祉施設サービス費(I):個室

介護区分

要介護1 670 円/日 要介護4 886 円/日 要介護2 740 円/日 要介護5 955 円/日 要介護3 815 円/日

### (2) 加算·減質料全等

2)	加算•减算料金等			
	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	j	所定単位の97/	′100
	入居者の数が入居定員を超える場合	j	所定単位の70/	′100
	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準	に満たない場合	所定単位の70/	′100
	ユニット毎に常勤のリーダーを配置していない場合	j	所定単位の97/	′100
	身体拘束廃止未実施減算	所:	定単位の-10/	′100
	高齢者虐待防止措置未実施減算	Ē	斤定単位の−1∕	′100
	業務継続計画未策定減算	Ē	斤定単位の−3╱	′100
	安全管理体制未実施減算		一5 円	]/日
	栄養管理の基準を満たさない場合		一14円	]/日
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46 F	]/日
	看護体制加算(Ι)イ		6 円	]/日
	看護体制加算(Ⅱ)イ		13 🖺	]/日
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ		27 円	]/日
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		33 円	]/日
	個別機能訓練加算(I)		12 円	]/日
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		20 円	7/月
	個別機能訓練加算(皿)		20 円	7/月
	ADL維持等加算(I)		30 F	]/日
	ADL維持等加算(Ⅱ)		60 円	]/日
	生活機能向上連携加算(I)	(3月に1回を限度とす	る) 100円	7/月
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 円	7/月
	若年性認知症入所者受入加算		120 円	]/日
	専従の常勤医師を配置している場合		25 円	]/日
	精神科医師による療養指導が月2回以上行われて	いる場合	5 F	]/日
	専従の障害者生活支援員を配置している場合		26 円	]/日
	外泊時費用		246 円	]/日

初期加算		30 円/日
退所時栄養情報連携加算		70 円/日
退所前訪問相談援助加算		460 円/回
退所後訪問相談援助加算		460 円/回
退所時相談援助加算		400 円/回
退所前連携加算		500 円/回
退所時情報提供加算		250 円/回
協力医療機関連携加算(I)		100 円/月
協力医療機関連携加算(Ⅱ)		5 円/月
管理栄養の基準を満たさない場合の	減算	-14 円/日
栄養マネジメント強化加算		11 円/日
低栄養リスク改善加算		300 円/月
再入所時栄養連携加算		200 円/回
経口移行加算		28 円/日
経口維持加算(I)		400 円/月
経口維持加算(Ⅱ)		100 円/月
口腔衛生管理加算(I)		90 円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110 円/月
療養食加算		6 円/回
特別通院送迎加算		594 円/月
	配置医師の勤務時間外の場合	325 円/回
	早朝・夜間の場合	650 円/回
	深夜の場合	1, 300 円/回
看取り介護加算(I)	死亡日以前31日以上45日以下	
H-164 2 1 122-121 ( = )	死亡日以前4日以上30日以下	144 円/日
	死亡日以前2日及び3日	680 円/日
	死亡日	1, 280 円/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下	
H-W 771 B236 31 ( = 7	死亡日以前4日以上30日以下	144 円/日
	死亡日以前2日及び3日	780 円/日
	死亡日	1, 580 円/日
在宅復帰支援機能加算	7021	10 円/日
在宅·入所相互利用加算		40 円/日
認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(I)	3 円/日
highway (1 1 1 ) / Me <del>21</del>	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円/日
認知症チームケア推進加算(I)		150 円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120 円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	-	200 円/日
褥瘡マネジメント加算(I)		3 円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13 円/月
排せつ支援加算(I)		10 円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)		15 円/月
排せつ支援加算(皿)		20 円/月
自立支援促進加算		280 円/月
科学的介護推進体制加算(I)		40 円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50 円/月
安全対策体制加算		20 円/回
高齢者施設等感染対策向上加算(I	)	10 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ		5 円/月
新興感染症等施設療養費	,	240 円/日
生產性向上推進体制加算(I)		100 円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 円/月
サービス提供体制強化加算(I)		22 円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 円/日
サービス提供体制強化加算(皿)		6円/日
介護職員等処遇改善加算(I)	介護報酬	総単位数の140/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		総単位数の136/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		総単位数の130/1000
介護職員等処遇改善加算(IV)		酬総単位数の90/1000
「一」で「一」では「一」では、 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	川 最新以	別心干 区 奴 ひょし/ 1000

### □ その他の費用

## (1)「居住費」及び「食費」 1日あたりの金額

		居住費	食 費	
ユニット型 個室 2,066円		2, 066円	1, 445円/日 (朝食400円 昼食545円 夕食500円)	
ツ 人群各中四年短到ウミの炎にナダルマルスナル 割割さんていて見た弗 企典の短し ナナ				

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。 (2) 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

区 分	金額(単位)	内 容 の 説 明
特別な食事代	実費分	入所者の希望によって特別な食事を提供した場合
理美容代	実費分	ご希望により、外部理美容業者へ委託することが出来ます。

### 5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 入居者又はその家族は体調の変化があった際、施設の従業者にご一報下さい
- (2) 入居者は施設内の機械及び器具を利用する際必ず従業者に声をかけて下さい
- (3) 施設内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください
- (4) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません
- (5) 医療機器などの精密機械の電波の送受信に影響を及ぼしうる電子機器の設置及び持ち込み (ただし携帯電話の持ち込み除く)はできません

### 6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入 居者及び従業者等の訓練を行います。

### 7. 緊急時の対応

560 円/日

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力 医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

### 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ事故の状況や事故に際してとった処置について記録し賠償すべき事故の場 合には損害賠償を速やかに行います。

#### 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。 また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としていま

#### 10. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

#### 11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族 へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。 ご利用相談室 窓口担当者:藤田 剛 ご利用時間 月~土曜日 8:30~17:30 ご利用方法 電話 099-297-5006

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 TEL 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30~17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階 TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00~17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00~16:00

#### 13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日 : 無し 実施した評価機関の名称 : 無し 評価結果の開示状況 : 無し

#### 14. 協力医療機関

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。 (1)協力医療機関 名称 きいれセントラルクリニック 住所 鹿児島市喜入町6074番地1

名称 住所 鹿児島徳洲会病院 鹿児島市南栄5丁目10-51

名称 オリーブ歯科谷山中央 住所 鹿児島市谷山中央7丁目36-6 (2) 協力歯科医療機関

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、事前に事業所へお伝えいただきました連絡先に連絡します。

### 15. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。 ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められ、かつ入居者の置かれた心身の 大が、等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていた だきます。

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重 要な事項を説明し交付しました。					
		令和	年	月	日
<施設>					
所在地	鹿児島市谷山中央4丁目4817-3				
事業所名	特別養護老人ホームたにやまの里	%产	"声写		
	(指定番号 4670114216 )	記さ	<b>小屬</b>		
管理者名	藤田剛	医する	乙讀		
説明者					
私は、契約書及び本書面 受け同意しました。	により、施設から介護老人福祉施設サ	ービスにつ 令和	いて重要 年	要項説 月	明を日
<入居者>					
住所				_	
氏名	印			_	
<入居者代理人(選任した場合)>					
住所				_	
氏名	ED .	(続柄	)	_	